

## 規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の七の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任することに関しては、他の教育委員会規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委任)

第二条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを埼玉県企画財政部情報システム戦略課長に委任する。

- 一 地方自治法第二百四十四条の六第一項のサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。
- 二 地方自治法第二百四十四条の六第二項の規定により同条第一項の方針を公表すること（埼玉県立学校における教育の情報化のための情報通信ネットワークを利用する情報システムに係るものを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。  
(埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)
- 2 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「事務」の下に「（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を埼玉県知事の補助機関である職員に委任する規則（令和八年埼玉県教育委員会規則第 号）又は他の教育委員会規則の規定により埼玉県知事の補助機関である職員に委任された事務を除く。次条第一項及び第三条第一項において同じ。）」を加える。